

加古川市国民健康保険傷病手当金支給事務要綱

令和2年5月1日
市民部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市国民健康保険条例（以下「条例」という。）附則第16条に規定する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定める。

(様式)

第2条 加古川市国民健康保険条例施行規則（平成7年規則第18号。以下「規則」という。）附則第2項に規定する国民健康保険傷病手当金支給申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 市長は、傷病手当金の支給に際し、必要なものについては、関係機関に調査を行う。

3 様式第1号の項目のうち市長が認めるものについては、記載を省略することができる。

(傷病手当金の支給)

第3条 市長は、規則附則第3項に規定する国民健康保険傷病手当金支給決定書を交付した日から起算して14日以内に、原則として口座振替によって支給する。

2 前項の規定は、やむを得ず現金払いでの支給を希望する者、指定の金融機関口座への振込みが出来ない者及びその他の事情で14日以内に支給出来ない者については適用しない。

(給与等の額の算定)

第4条 条例附則第16条第2項に定める傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額は、同日の属する月の前々月の初日から傷病手当金の支給を始める日の前日までの期間における労務に対する対価として支給を受ける給与等の額とする。ただし、これにより難いときは、これに類する方法により算出した額を用いるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。